



平成 21 年 10 月 16 日

各 位

会社名 株式会社 成学社  
代表者名 代表取締役社長 太田明弘  
(JASDAQ・コード 2179)  
問合せ先 取締役管理部長 藤田正人  
電 話 06-6373-1595

株式の分割および単元株制度の採用ならびに定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 21 年 10 月 16 日開催の取締役会において、株式の分割の実施および単元株制度の採用を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

## 記

### 1. 株式分割および単元株制度採用の目的

当社株式の流動性を高めることを目的として株式分割を実施するとともに、全国証券取引所の「売買単位の集約に向けた行動計画」を考慮し、単元株式数（売買単位）を 100 株とする単元株制度を採用いたします。株式分割および単元株制度の採用により、投資単位当たりの金額を現在の 2 分の 1 に引き下げ、投資家層の拡大を図ります。

### 2. 株式分割の概要

#### (1) 分割の方法

平成 21 年 11 月 30 日（月）を基準日として、同日最終の株主名簿に記録された株主の所有普通株式 1 株につき、200 株の割合をもって分割いたします。

#### (2) 分割により増加する株式数

新株予約権（ストック・オプション）の行使により基準日までの間に発行済株式総数が増加する可能性があり、基準日現在の発行済株式総数は確定いたしません。そのため、分割により増加する株式数は、平成 21 年 11 月 30 日（月）最終の発行済株式数に 199 を乗じた株式数といたします。

### 3. 日程

基準日設定公告日 平成21年11月13日（金）

基準日 平成21年11月30日（月）

効力発生日 平成21年12月1日（火）

（注）株式会社ジャスダック証券取引所では平成21年11月16日を実施予定日として株券等の5日目決済および期間売買停止の廃止を予定していることから、本件につきましては期間売買停止を行わない予定であります。なお、当該実施予定日が延期となり期間売買停止が必要となった場合には、平成21年11月25日（水）から平成21年11月30日（月）まで期間売買停止を行う予定であります。

#### 【ご参考】

（1）株式分割により発行する株式数を具体的に明示していないのは、新株予約権（ストック・オプション）の行使により分割基準日までに発行済株式総数が増加する可能性があり、分割基準日現在の発行済株式総数が確定出来ないためであります。なお、平成21年9月30日現在を基準として株式分割による株式数を試算すると、次のとおりであります。

平成21年9月30日現在の当社発行済株式総数	14,508株
今回の分割により増加する株式数	2,887,092株
株式分割後の当社発行済株式総数	2,901,600株

（2）今回の株式分割に伴い、平成21年12月1日以降当社発行の新株予約権の権利行使価額を以下のとおり調整いたします。

臨時株主総会決議日	調整後行使価額	調整前行使価額
平成17年3月15日	125円	25,000円
平成19年5月18日	500円	100,000円

#### 4. 単元株制度の採用

（1）新設する単元株式の数

単元株制度を採用し、単元株式数を100株とします。

（2）新設の日程

効力発生日 平成21年12月1日（火）

（参考）平成21年12月1日（火）をもって、ジャスダック証券取引所における売買単位も100株に変更されることとなります。

#### 5. 定款の一部変更について

（1）定款変更の理由

株式分割および単元株制度の採用に伴い、会社法第184条第2項および第191条の規定に基づく取締役会決議により平成21年12月1日付をもって当社定款の一部

変更を行います。

- ① 株式分割の割合を勘案して当社の発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第6条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株式数を100株とするため、第8条を新設いたします。
- ③ 第6条の変更および第8条の新設の効力発生日を定めるため、附則第4条を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>3万8,400株</u> とする。 第7条 (条文省略) (新設) 第8条～第35条 (条文省略) 附則 (新設)	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は <u>7,680,000株</u> とする。 第7条 (現行どおり) ( <u>単元株式数</u> ) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。 第9条～第36条 (現行どおり) 附則 第4条 <u>第6条の変更および第8条の新設の効力発生日は、平成21年12月1日とする。なお、本条は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

6. 当期の配当について

今回の株式分割は、平成21年12月1日を効力発生日としておりますので、基準日が平成21年11月30日となる第2四半期の1株当たり予想配当金額に変更はありません。また、株式分割後となる平成21年5月期の期末配当の予想金額は1,250円00銭から200分の1の6円25銭といたします。

	第2四半期末	期末	年間
前回予想(平成21年7月14日)	1,250円00銭	1,250円00銭	2,500円00銭
今回の修正予想	1,250円00銭	6円25銭	1,256円25銭

以上